

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	38	府省庁名	経済産業省
----	----	------	-------

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （複数税目）
------	--

要望項目名	復興特区税制に関する所要の措置
-------	-----------------

要望内容（概要） 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成31年3月8日閣議決定）（以下「基本方針」という。）等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

（参考）現行の復興特区税制の概要

①機械等に係る特別償却等〔法人住民税〕

投資時期	特別償却		税額控除	
	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
機械・装置	50% <small>（福島県：即時償却）</small>	50%・34% <small>（福島県：即時償却）</small>	15%	15%・10% <small>（福島県 15%）</small>
建物・構築物	25%	25%・17% <small>（福島県 25%）</small>	8%	8%・6% <small>（福島県 8%）</small>

※ 下線は雇用等被害地域（注）を含む市町村の区域内に限る。

（注）復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定められており、沿岸部の35市町村内に雇用等被害地域が定められている（以下同じ）。

②被災雇用者等を雇用した場合の税額控除〔法人住民税〕

指定日	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
控除率	10%	10%・7%（福島県 10%）

※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。

※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を5年間税額控除。

③開発研究用資産に係る特別償却等〔法人住民税〕

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
特別償却率	50%（福島県：即時償却）	50%・34%（福島県：即時償却）

※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等に限る。

※ 対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能。

④新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）〔法人住民税、法人事業税〕

⑤被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等〔法人住民税〕

関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災復興特別区域法第37条から第41条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第10条の3、第10条の5、第17条の2、第17条の3、第17条の5、第18条の3、第18条の4、第25条の2、第25条の3、第25条の5、第26条の3、第26条の4 ○地方税法第23条第1項第4号、第72条の14、第72条の23第1項、第292条第1項第4号及び附則第8条第1項
------	--

減収見込額	[初年度] (-) [平年度] (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>基本方針において、「今後、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討する。」とされていることを踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>基本方針や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が復興創生期間後も、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>①人口の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(推計人口 R1.7.1/H22 国調人口:3 県沿岸等 90%。全国平均 99%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町 58%、南三陸町 65%、山元町 71%、大槌町 73%、山田町 79%等)</p> <p>②事業活動の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における事業所数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(工業統計「事業所数」H30.6/H22.12 :3 県沿岸等 79%。全国平均 84%) 非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町 60%、気仙沼市 64%、陸前高田市 69%、南三陸町 74%等)</p> <p>また、企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 84% (H30.8)、宮城県 80% (H31.3)、福島県 70% (R1.7) となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査 (H31.3) によれば、仮施設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 814 者)、本設移住し事業再開予定と回答した事業者が 214 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 402 者いるという状況にある。</p> <p>東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (H30.6) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。</p> <p>③雇用の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(工業統計「従業者数」H30.6/H22.12 :3 県沿岸等 88%。全国平均 100%) 非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、大槌町 57%、気仙沼市 64%、陸前高田市 65%、女川町 65%等)</p> <p>④面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 3 年度以降、約 157ha の産業用地が供給予定となっている。</p> <p>また、復興道路・復興支援道路は、平成 31 年 3 月現在で約 7 割が供給済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は約 6 割となっている。</p>
本要望に対応する縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 23 年度 復興特区税制 創設</p> <p>平成 26 年度 37 条税制（機械及び装置の即時償却）2 年間延長 40 条税制の要件を緩和 41 条税制の要件を変更した上で 3 年間延長</p> <p>平成 28 年度 37 条税制、38 条税制、39 条税制 福島県以外の措置率を見直した上で 5 年間延長 40 条税制の要件を緩和した上で 5 年間延長</p> <p>平成 29 年度 41 条税制 福島県以外の措置率を最後 1 年間（平成 32 年度）見直した上で 4 年間延長</p> <p>平成 31 年度 37 条税制、38 条税制、39 条税制 津波被災地域に限り、平成 30 年度までと同水準の措置率として 2 年間拡充</p>
ページ	38—4